

ご契約者の皆さまへ



自動車共済制度改定のお知らせ

日頃より、弊組合ならびに自動車共済をお引き立ていただき、心より御礼申し上げます。

さて、弊組合では、**平成30年1月1日共済開始**のご契約から自動車共済制度の改定を実施いたします。

主な制度改定の内容を以下に記しましたので、ご覧のうえご理解願います。

今後とも、引き続き自動車共済をご利用賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

自動車共済制度改定の主な改定内容

1. ロードアシスタンスの改定

(1) ロードアシスタンス特約の対象車種の拡大 【全ての用途車種に自動セット】

お車が事故・故障により走行不能となった場合に、レッカーけん引費用等を補償（1事故につき15万円まで）する「ロードアシスタンス特約」の対象車種を自家用8車種から、全ての用途車種に拡大します。

※ 自家用8車種：自家用普通・小型・軽四輪乗用車、自家用小型・軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t超2t以下）、特種用途自動車（キャンピング車）

(2) ロードアシスタンス超過費用特約の新設 【オプション】

大型自動車等のレッカーけん引費用等は、乗用車と比較すると高額となることから、1事故につきロードアシスタンス特約と合わせて100万円までを補償する特約を新設します。（15万円+85万円=100万円）

※ 大型自動車等：自家用普通貨物車（最大積載量2t超）・営業用普通貨物車（最大積載量2t以下・2t超）・自家用バス・営業用バス・小型ダンプカー・普通型ダンプカー（最大積載量2t以下・2t超）・砂利類運送用普通貨物車

(3) ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の改定 【オプション】

対象車種を自家用8車種から全ての用途車種に拡大します。また、お車の修理完了後に要した修理工場までの往路1名分の交通費をお支払する引取費用共済金（1事故につき15万円まで）を追加します。

(4) ロードアシスタンス代車費用特約の改定 【オプション】

お車を使用できない期間のレンタカー等の費用をお支払する「ロードアシスタンス代車費用」の共済金日額の上限を15,000円に変更します。

(5) ロードアシスタンス利用規定の改定

① これまで対象外の「鍵の紛失」の場合もロードサービスのご利用が可能になります。

※ ロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただいた場合に限りです。事後請求はできません。また、鍵の作成費用、自宅での紛失は対象となりませんのでご注意ください。

② ロードアシスタンス超過費用特約をセットされた場合は、共済期間中に最大で20ℓ（セットしない場合は10ℓ）まで燃料給油サービス（共済期間中1回）を行います。

※ ロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただいた場合に限りです。また、JAF会員の場合は、共済期間中2回です。

2. 共済掛金・割引制度の改定

(1) ASV (先進安全自動車) 割引の新設【9%割引】

AEB (衝突被害軽減ブレーキ) 装置を装備した自動車は、装備されていない自動車に比べて事故のリスクが低い実態から、ご契約のお車 (自家用普通・小型・軽四輪乗用車) が次の条件を満たす場合は、**「9%」**の割引を適用します。

① 一定のAEB装置を装備した自動車

※ AEB (Autonomous Emergency Braking) : 自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ (衝突被害軽減ブレーキ) をいいます。

② 自家用普通・小型乗用車の場合は、共済契約の始期日が、型式が発売された年度に「3」を加算した12月末までの自動車

(例)	当該型式の発売年月	発売年度	割引適用終了日
	2017年4月～2018年3月 (平成29年4月～平成30年3月)	2017年度 (平成29年度)	2020年12月まで (平成32年12月まで)
	2018年4月～2019年3月 (平成30年4月～平成31年3月)	2018年度 (平成30年度)	2021年12月まで (平成33年12月まで)

(2) 福祉施設割引の新設【10%割引】

ご契約および記名被共済者が社会福祉法人または都道府県知事の許可または届出により社会福祉事業を運営する法人等の場合で、ご契約のお車を所有・使用されている場合に割引を行います。

(3) 共済掛金の計算方法の改定

共済掛金の計算方法における「短期率計算」を廃止し、ご契約内容の変更、解約等における計算方法を「月割計算」に変更してご契約者の皆様の負担軽減をはかります。

(4) 共済掛金水準の見直し【平均改定率：▲3.3%】

共済金のお支払い状況を踏まえ一部の補償種目の共済掛金率の改定を行います。

※ ご契約のお車、ご契約条件により共済掛金が引き上げになる場合があります。

3. 特約の新設【オプション】

(1) 車両新価特約の新設【自家用8車種・車両共済セット】

車両価額 (毎年減額) 以外に新車共済金額 (固定) を設定することにより、お車が全損または修理費が50%以上となった場合、新車共済金額を基に修理または代替車を取得する費用を支払う特約です。

※ 特約の適用期間は、共済期間末日の属する月が初度登録年月から61ヶ月以内の場合です。

(2) 車両超過修理費用特約【自家用8車種・車両共済セット】

お車に車両共済金を超える修理費が生じた場合に、50万円を限度として共済金額を超過する修理費を支払う特約です。

※ 特約の適用期間は、共済期間末日の属する月が初度登録年月から37ヶ月を超える場合です。

(3) 事業用動産特約【自家用8車種】

自動車事故により、お車の車内や荷台に積載していた事業用の動産に生じた損害について共済金を支払う特約です。1事故について50万円または100万円のいずれかとします。(免責5,000円)

(4) 財物損害特約【自家用8車種】

自動車事故により、お車に積載していた個人が所有する動産 (財物) に生じた損害について共済金を支払う特約です。1事故について10万円・20万円または30万円のいずれかとします。(免責なし)